

社会福祉法人あおば会

ケアハウスすさき

◎運営方針

ケアハウスすさきの管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

[管理規程第2条]

◎ 基本方針

1. 軽費老人ホーム

施設の運営管理については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談・助言等の援助、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とする。

[運営規程第2条]

2. 特定施設入居者生活介護事業所（介護予防）

事業所においては、介護保険法の主旨に沿って、要介護者等の意思及び人格を尊重し、家庭的で温かい雰囲気の中で、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、

入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの提供に努める。

[運営規程第2条]

◎入居定員

ケアハウスすさきの定員は70名とする。

◎ 利用料及びその他の費用

1. 当施設の利用料の額は、国の定める基準に従い、算出された月額利用料（生活費、事務費、管理費）とする。
2. 特定施設入居者生活介護（介護予防）の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
3. その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であってその入居者に負担させることが必要と認められるものについては、その実費を徴収する。

◎相談・苦情処理の対応

1. 事業所は入居者及びその家族等からの相談・苦情を迅速適切に対応するため、相談・苦情受付窓口の設置等に必要な措置を講ずる。
2. 事業者は、サービスに関する入居者及びその家族等からの苦

情に関して、高知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに高知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

◆相談・苦情の受付窓口

受付担当者	生活相談員
苦情解決者	施設長
第三者委員	社会福祉法人あおば会 監事(委嘱者)
受付時間	8:30~17:30(月~金曜日)

◎協力医療機関

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

1. 須崎医療クリニック(内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科)
2. 高陵病院(内科、外科、整形外科)
3. まるとみ歯科(歯科)

◎緊急時の対応

1. 入居者は、身体の状態に急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態となった時は、24時間いつでも対応を求めることができる。
2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行うこととする。

3. 入居者が、予め近親者等の緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

4. 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害の賠償をすることとする。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

◎非常災害対策

1. 従業員は非常災害時においては、入居者安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
2. 非常災害その他の緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

◎衛生管理

1. 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「最低基準条例」という。)及び高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「指定基準条例」という。)で定める必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、感染症及び食中毒の発生が疑われる場合は必要に応じ保健所の助言、指導を求め、密接に連携を行う。

◎ 事故発生の予防及び発生時の対応

1. 事業所は、事故の発生または、その再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備するとともに、最低基準条例で定める必要な措置を講ずる。

◎ 虐待の防止

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備するとともに、最低基準条例及び指定基準条例で定める必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、サービスの提供中において、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

◎ 身体拘束等

1. 入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、最低基準条例及び指定基準条例で定める必要な措置を講ずる。

◎施設の名称及び所在地等

施設の名称及び所在地	ケアハウスすさき 高知県須崎市多ノ郷甲 562 番地 1
事業者番号	高知県知事指定第 3970600262 号
事業開始年月日	平成 20 年 4 月 1 日
福祉サービス第三者評価事業の実施の有無	無